

国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、平成31年度(令和元年度)に保険料納付を猶予されている方で、令和2年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等を印字したハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送するにより、令和2年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

なお、令和2年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成する必要がありますので、お問い合わせ先へご連絡ください。

■お問い合わせ先

町民課町民生活班 窓口(TEL29-3906)
鷹巣年金事務所 (TEL0186-62-1490)

令和2年度小・中学校給食費の半額を助成します

【対象者】

- 小坂小・中学校に在籍する児童生徒の保護者
- 町外の小中学校に在籍する児童生徒の保護者で町内に住所を有する方

【助成内容】

保護者が負担する学校給食費の半額を助成します。

- ①小坂小・中学校では、学校へ納める給食費が半額になります。
- ②町外の小中学校では、年間に負担した給食費が確定した後、その半額を保護者へ直接給付します。

【申請手続き】

小坂小・中学校は、学校から児童生徒へ申請書を新学期に配布しますので、期日までに学校へ提出してください。

町外の小中学校については、教育委員会から別途手続きについてお知らせします。

■お問い合わせ先

教育委員会総務班(TEL29-2342)

後期高齢者の歯科健診が始まります!

4月から小坂町では、後期高齢者医療保険に加入している方を対象に歯科健診を開始します。お口の働きを保つことが全身の健康を守ることに繋がります。この機会にぜひお口の健康を確認してみましょう。

対象となる方

後期高齢者医療保険に加入している小坂町民のうち、76歳、81歳、91歳、96歳、101歳、106歳になる方。(障がい要件等で後期高齢に早期加入している66歳、71歳の方も対象となります)

※施設入所している方や、現在歯科治療中の方、健診前に町外へ転出された方は対象外です。

健診会場

小坂町歯科診療所、谷本歯科クリニック

どうやって受診するの?

対象者の誕生月に通知を送ります。決められた期間に予約をし、ご自身で健診場所へ行き、受診してください。

費用

健診費用は無料です。

健診後に治療をする場合は自己負担となります。

■お問い合わせ先

町民課町民生活班(TEL29-3928)

特別児童扶養手当のお知らせ

概要

精神または身体が障害の状態(政令で定める程度)にある20歳未満の児童について、手当を支給する制度です。

要件

精神または身体に一定の障害を有する児童を監護している方に支給されます。ただし、対象児童が児童福祉施設等に入所している場合は支給できません。所得が一定以上の場合、手当の支給が停止されます。

請求手続きと手当の支払い

支給要件に該当する方は、請求の手続きが必要で受給資格があっても、請求しないと受給できませんのでご注意ください。請求後、知事の認定を受けることにより支給されます。

■手続き・お問い合わせ先

福祉課町民福祉班(TEL29-3925)